

平成30年度(第48回)

中部インタークラブゴルフ競技 北陸地区予選

【一般の部 能州台コース】

日 程：平成30年9月28日(金)

場 所：朱鷺の台カントリークラブ

中部ゴルフ連盟

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(規則27-1)

(a)アウトオブバウンズの境界は白杭または白線をもって標示する。

(b)現にプレーするホールにおいて、球がアウトオブバウンズの境界を越えて他のホールのインバウンズに止まっても、その球はアウトオブバウンズとする。

2. ラテラル・ウォーターハザード(規則26)

ラテラル・ウォーターハザードは、赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。

3. 修理地(規則25-1)

修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を定める。ただし、次のものを含む。

(a)張り芝の継ぎ目；付属規則I(A)3eを適用する。(ゴルフ規則164ページ参照)

スルーザグリーンの張り芝の継ぎ目(その芝自体を除く)は修理地とみなされる。しかしながら、継ぎ目がプレーヤーのスタンスの障害となっても、それ自体は規則25-1に基づく障害とはみなされない。球がその継ぎ目の中にあるか、触れている場合、またはその継ぎ目が意図するスイング区域の障害となる場合、規則25-1に基づいて救済を受けることができる。張り芝の区域内のすべての継ぎ目は同じ継ぎ目とみなされる。このローカルルールの違反の罰は、2打。

(b)パッティンググリーンの前後のペイントマークを含み、スルーザグリーンの芝草を短く刈った区域にあるヤーデージマーキングペイントが球のライ、意図するスイング区域の障害となる場合、規則25-1bの救済を受けることができる。(スタンスは除く)

4. 動かさない障害物(規則24-2)

(a)排水溝

(b)人工の表面を持つ道路に接した排水溝(その道路の一部とみなす)

(c)動かさない障害物と定義づけされている区域に近接し白線が引かれた区域は、修理地ではなく、その障害物の一部とみなす。

(d)障害物によって囲まれた花壇はその障害物の一部である。

5. コースと不可分の部分

樹木保護のための巻物施設(巻網など)はコースと不可分の部分とする。

6. パッティンググリーン上の芝張り替え跡

パッティンググリーン上の芝張り替え跡は古いホールの埋め跡と同じステータスを持ち、規則16-1cに基づき修理することができる。

7. バンカー内の石は動かせる障害物とする(規則24-1を適用)。

8. 地面にくい込んでいる球の救済

スルーザグリーンで、地面に球がくい込んでいるときは、その球は罰なしに拾い上げてふき、ホールに近づかず、しかも球の止まっていた箇所にできるだけ近い所にドロップすることができる。ドロップの際、球はスルーザグリーンのコース上に直接落ちなければならない。

注：「くい込んだ」とは、球が自らのピッチマークの中に入り、球の一部が地面の下にある場合をいう。「くい込んだ」とみなされるために球は必ずしも土壌に触れている必要はない(例えば、草やルースインペディメントなどが球と土壌の間に介在することがある)

例外：1. 球が芝草を短く刈っていない区域の砂地にくい込んでいる場合、プレーヤーはこのローカルルールに基づく救済を受けることはできない。

2. このローカルルールに記載の状態以外の状態による障害のためにストロークを行うことが明らかに無理な場合、プレーヤーはこのローカルルールによる救済を受けることはできない。

このローカルルールの違反の罰は、2打。

9. パッティンググリーン上で球が偶然に動かされた場合

規則18-2と20-1は以下の通りに修正される。

プレーヤーの球がパッティンググリーン上にある場合、その球やボールマーカーがプレーヤーやパートナー、またはそのいずれかのキャディーや携帯品によって偶然に動かされても罰はない。その球やボールマーカーは規則18-2や規則20-1に規定されている通りにリプレースされなければならない。

このローカルルールはプレーヤーの球やボールマーカーがパッティンググリーン上にあり、いかなる動きも偶然である場合にだけ適用する。

注：パッティンググリーン上のプレーヤーの球が風、水あるいは重力などの他の自然現象の結果として動かされたものと判断された場合、その球はその新しい位置からあるがままの状態プレーされなければならない。そのような状況で動かされたボールマーカーはリプレースされることになる。

10. 規則6-6 d 例外の修正

どのホールであっても、プレーヤーがスコアカードを提出する前には罰を受けていたことを知らずに1打または複数の罰打を含めなかったために、真実より少ないスコアを提出していた場合、そのプレーヤーは競技失格とはならない。このような状況では、そのプレーヤーは該当する規則に規定されている罰を受けるが、規則6-6 dに違反したことに対する追加の罰はない。該当する罰が競技失格である場合にはこの例外は適用しない。

11. 距離計測機器

本競技において、プレーヤーは距離計測機器の使用によって距離の情報を得ることができる。正規のラウンド中にプレーヤーのプレーに影響する可能性のある他の条件(例えば、標高変化、風速など)を計測するために距離計測機器を使用した場合、プレーヤーは規則14-3の違反となる。

競 技 の 条 件

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

2. 参加資格

プレーヤーは競技規定に定められた資格要件を満たさなければならない。

3. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

4. 使用クラブの規格

(a) 『適合ドライバーヘッドリストの条件・付属規則 I (B) 1 a』を適用する。(ゴルフ規則 176 ページ参照)

(b) 溝とパンチマークの規格

『2010年1月1日施行の溝とパンチマークの仕様とその競技の条件』(裁定 4-1/1)を適用する。(付属規則 II 5 c 注2 ゴルフ規則 198 ページ参照、2016-2017 ゴルフ規則裁定集 79 ページ 4-1/1 参照)

5. 使用球の規格

『公認球リストの条件・付属規則 I (B) 1 b』を適用する。(ゴルフ規則 177 ページ参照)

6. プレーの中断と再開

険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレー中断となった場合に、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間にはいたときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1ホールのプレーの途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならず、その後、委員会よりプレーの再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは競技失格となる。

険悪な状況によるプレーの中断の場合の信号は、「1回の長いサイレン」とする。

プレーの即時中断	1回の長いサイレン
プレーの中断	連続する3回のサイレン(繰り返し)
プレーの再開	2回のサイレン(繰り返し)

7. 練習

ホールとホール間の練習禁止(規則 7 注2) 『付属規則 I (B) 5 b』(ゴルフ規則 181 ページ参照)

ホールとホール間では、プレーヤーは最後にプレーをしたホールのパッティンググリーン上やその近くで練習ストロークをしてはならないし、球を転がすことによって最後にプレーしたホールのパッティンググリーン面をテストしてはならない。

この条件の違反の罰や処置は『付属規則 I (B) 5 b』を適用する。(ゴルフ規則 181 ページ参照)

8. キャディー(規則 6-4 注)

正規のラウンド中、キャディー使用は禁止する。**この条件の違反の罰や処置は『付属規則 I (B) 2』を適用する。(ゴルフ規則 179 ページ参照)**

9. スコアカードの提出 (裁定 6-6 c/1)

スコアリングエリア方式を採用する。

10. タイの決定

タイの決定は該当する競技規定に定める。

11. チーム競技でのアドバイス(規則 8 注)

規則 8 注に従って、各チームとも(規則 8-1 によりプレーヤーがアドバイスを求めることができる人のほかに)そのチームのメンバーにアドバイスを与えることができる人(アドバイザー=競技者サイドとする)を2名指名することができる。尚、アドバイザーのグリーン上への立ち入りは一切禁止とする。ただし、アドバイ

スを与えることのできる人の氏名(アマチュアに限る)は、競技前日の午後1時まで
に委員会に届出しておかなければならない。(この条件の違反の罰は2打)

12. 競技終了時点

本競技は、競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

13. 競技の成立

本競技の参加者全員が正規ラウンドを終了できなかった場合、委員会は競技成立について別途定めるものとする。

注 意 事 項

1. ローカルルールや競技の条件に追加、変更のあるときは、スターティングホール
のティーインググラウンド付近に告示する。
2. パッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは、使用禁止とすることがあ
る。
3. 予備グリーンは定義上「目的外のパッティンググリーン」であり、球が目的外のパ
ッティンググリーン上にある場合、プレーヤーは規則25-3に基づいて救済を受
けなければならない。
4. プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当にあけないよう注意のこと。プレー
を不当に遅らせた場合は、ペナルティを課す。
5. 競技委員会は規則33-7に基づき、すべての競技関係者、ギャラリーへの暴言等
を含めエチケットの重大な違反があったプレーヤーを競技失格とすることができる。
6. 練習は指定練習場にて行い、打ち放し練習場においては備え付けの球を使用し、ス
タート前の練習は1人1コイン(30球)を限度とする。
7. ティーマーカーは黒色とする。
8. プレー中、帽子(バイザー可)を着用すること。
9. 中部ゴルフ連盟ならびに会場クラブの服装規定を遵守すること。服装規定に違反が
あった場合、初回は注意し、着替えてもらうことが望ましい。改まらない場合、競
技委員会は競技中を含めいつでも競技者の参加資格を取り消すことができる。
10. コース内は、携帯電話の使用をしないこと。

追 記

1. ハウス食堂(朝食)は、午前6時よりオープン。
2. 練習場は、午前5時30分よりオープン。
3. 昼食はハウス食堂およびコース売店を利用のこと。
4. バッグは口径9.5インチ、重量は13キロを超えないこと。
尚、サブバッグの使用は禁止する。

競技委員長 多 賀 善 治

指 定 練 習 日

9月12日(水)・19日(水)・20日(木)・21日(金)・26日(水)・27日(木)のう
ち2日間は連盟料金(会場倶楽部会員並扱い)とする。ただし、27日(木)は午後3時ま
でにプレーを終わること。指定練習日のスタート時間は前もって 朱鷺の台カントリー
クラブに申し込み予約すること。なお、キャンセルする際は、会場の規定によりキャン
セル料が掛かる場合がある。予約時に会場に確認すること。また、練習ラウンドは1個
の球でプレーすること。

TEL 0767-27-1111